

定 款

株式会社キト一

昭和19年 7月28日 制定
昭和20年11月 8日 一部改訂
昭和34年 8月12日 一部改訂
昭和39年 8月19日 一部改訂
昭和42年 8月18日 一部改訂
昭和42年11月25日 一部改訂
昭和43年 8月20日 一部改訂
昭和45年 8月20日 一部改訂
昭和45年12月 8日 一部改訂
昭和50年 5月30日 一部改訂
昭和53年 6月29日 一部改訂
昭和53年11月10日 一部改訂
昭和55年 6月27日 一部改訂
昭和57年 6月29日 一部改訂
昭和58年 6月29日 一部改訂
昭和60年 6月28日 一部改訂
平成 3年 6月27日 一部改訂
平成 6年 6月29日 一部改訂
平成11年 6月29日 一部改訂
平成12年 6月29日 一部改訂
平成14年 6月27日 一部改訂
平成15年 6月27日 一部改訂
平成15年12月19日 一部改訂
平成16年 5月14日 一部改訂
平成16年 6月25日 一部改訂
平成18年 6月21日 一部改訂
平成18年11月28日 一部改訂
平成19年 6月26日 一部改訂
平成20年 6月25日 一部改訂
平成21年 6月24日 一部改訂
平成22年 6月24日 一部改訂
平成25年 4月 1日 一部改訂
平成25年 6月20日 一部改訂
平成26年10月 1日 一部改訂
平成27年 6月23日 一部改訂
平成28年 6月21日 一部改訂
令和 4年 6月24日 一部改訂

株式会社キト一定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社キト一と称する。

② 英文では、KITO CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 荷役機械、荷役設備およびこれらに付随する建物および施設の、設計、製造、工事、販売および修理サービス業務
2. 物品の保管、格納、入出庫にかかわる機器、設備およびこれらに付随する建物および施設の、設計、製造、工事、販売および修理サービス業務
3. 安全器具、安全帯、墜落制止用器具およびこれらに付随する関連器具の、設計、開発、製造、販売および修理サービス業務
4. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を山梨県中巨摩郡昭和町におく。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、9,400万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

(株式取扱規定)

第12条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規定による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期および招集地)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

- ② 当会社の株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地のほか、東京都区内においても開催することができる。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議

決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事は、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。これを10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名と専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

(相談役および顧問)

第24条 取締役会の決議により相談役および顧問をおくことができる。

(取締役会)

第25条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。
- ④ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催するこ

とができる。

- ⑤ 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。
- ⑥ 取締役会の決議事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事は、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。

(取締役会規定)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規定による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会)

第33条 監査役会は、監査役全員をもって組織する。

- ② 監査役会は、予め招集権者を定めることができる。ただし、必要あるときは、随時他の監査役が招集することを妨げない。
- ③ 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

- ④ 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
- ⑤ 監査役会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会議事録)

第34条 監査役会の議事は、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。

(監査役会規定)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規定による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会決議によって定める。

第6章 会計監査人

(選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第40条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- ② 当社は、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く）、監査役および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、いずれも法令の定める額とする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。